

カラス被害防除機材貸出要領

第1 目的

この要領は、カラスによる被害を防止するため、協議会が所有するカラス被害防除機材（以下「機材」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 貸出対象者

機材の貸出対象者は、遠野市内に住所を有する個人及び市内に所在地を有する団体又は法人とする。

第3 貸出窓口等

貸出窓口、貸出物品及び貸出期間は、別表のとおりとする。

第4 貸出及び返却の方法

機材を使用する者は、貸出窓口に電話等で貸出状況を確認のうえ予約し、カラス被害防除機材貸出申請書（様式）を提出するものとする。なお、希望が重複した場合は、先に予約を受け付けたものを優先する。

- 2 前項による申請が適当と認められるときは、協議会の使用を妨げない範囲において、申請者に対して機材を貸出すものとする。
- 3 貸出申請書を提出したもの（以下「申請者」という。）は、機材を貸出窓口から直接受け取り、貸出窓口へ直接返却するものとする。ただし、申請者が直接返却することが出来ない場合は、貸出窓口に連絡の上、代理の者が返却できるものとする。

第5 使用場所

機材を使用する場合は、遠野市の区域内で、申請者が所有する場所とする。

第6 貸出料金

貸出料金は、無料とする。

第7 損害賠償

協議会は、申請者が故意または過失により機材を破損又は汚損した場合は、申請者に対して再購入又は修繕に係る費用の負担を求めることができる。

第8 禁止事項等

- (1) 営利目的の活動を行うこと。
- (2) 特定の個人、政治団体又は宗教団体の利益に供する行為若しくは中傷するための行為など誤解を招くおそれのある活動を行うこと。

(3) 機材を第三者に転貸すること。

2 申請者は、機材の使用及び使用後の手入れについて貸出窓口が示す注意事項をまもらなければならない。

第9 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月20日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

貸出窓口 遠野地方有害鳥獣駆除協議会 (遠野市産業部農林課内)
住所 岩手県遠野市中央通り 9 番 1 号 遠野市役所本庁舎 2 階
連絡先 0198-62-2111

貸出物品名	貸出期間	備考
K227V3-20STD-NZ カラス鉄砲隊 スーパースタンダード乾電池	14 日以内	

令和 年 月 日

遠野地方有害鳥獣駆除協議会
会長 遠野市長 多田 一彦 様

申請者(住所・所在地)

(氏名・団体又は法人名及び代表者名)

(担当者)

(連絡先)

カラス被害防除機材貸出申請書

カラス被害防除機材の貸出を受けたいので、下記注意事項を承諾のうえ、次のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 借用日

令和 年 月 日

4 返却予定日

令和 年 月 日

5 借用機材名

【注意事項】

- ※1 営利目的による第三者への機材の譲渡及び転貸はしないでください。
- 2 機材の損傷及び紛失した場合は、再購入又は修繕に係る費用を負担していただくことがあります。

【処理欄】(申請者は記入しないでください。)

返却日	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	検査員	
実施結果			